

綾川町立小・中学校の警報発令時対応要領

(H22. 5. 14 より実施)

(一部改正 R5. 4. 1 より実施)

(一部改正 R7. 10. 1 より実施)

1 「登校前」の対応

基本的な考え方

- (1) 香川県綾川町に、「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**大雪警報**」「**暴風雪警報**」のいずれかが発令されている場合は、『**自宅待機**』とする。
- (2) **午前6時45分までに** 「警報」が **解除されない場合** は、『**臨時休校**』とする。
- (3) **午前6時45分までに** 「警報」が解除された場合は、通常通りの授業を行うので『**注意して登校**』する。
- (4) 警報が発令されていない場合であっても、局地的に危険状態が発生し、通学が困難と保護者が判断したときは、学校に連絡し、指示を受ける。
- (5) 地震及び降雪時、熱中症特別警戒アラートの対応は、町防災無線放送及びメールにより行う。

2 「登校中」の対応

午前6時45分～午前8時に「警報」発令時は、『**臨時休校**』とする。

- ・「警報」が発令されていることに気付かずに登校した場合は、保護者に児童・生徒を引き渡すこととする。

3 「登校後」の対応

児童・生徒への学校の対応状況は、保護者メールによって保護者に通知する。

基本的な考え方

- (1) 香川県綾川町に、「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**大雪警報**」「**暴風雪警報**」のいずれかが発令された場合は、**学校待機**とする。
- (2) 児童・生徒の下校は、**警報解除後**とする。
しかし、**警報発令下で児童・生徒を下校させる必要があると校長が判断したときは**、保護者に児童・生徒を引き渡すこととする。
- (3) 局地的に発生した災害の状況については、町防災本部の情報や地区住民の情報等をもとに安全性を確かめて、下校させる。

4 備 考

町防災無線放送による指示内容は、『**臨時休校**』『**自宅待機**』『**注意して登校**』の3種類とする。

【 震度 5 以上の地震が起こった場合 】

1 児童生徒「登校後」の対応

- (1) メール配信により、被害状況と授業の継続の有無、引き渡し開始時刻等についてお知らせします。
- (2) 通信関係の被害により、メール配信できない場合、児童は学校に保護していますので、保護者は迎えに来てください。
- (3) 引き渡し場所は、原則として各教室で学級担任が対応します。なお、引き渡し時には、引き渡し確認票に「引き取り記録」の記入をお願いします。
(天候・状況等により引き渡し場所の変更もあります)

2 児童生徒「登下校時」の対応

- (1) 児童には次のように指導しています。
 - 通学路を通り、寄り道等をしない。
 - 地震が起こったら、近くの公園、空き地等安全な場所へ避難する。
 - ★ブロック塀、自動販売機等倒れたり、落下したりする危険のある所から離れ、頭部を保護し安全な場所に身を伏せる。
 - ★崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。
 - ★ため池の決壊の恐れのある場合は、高台や頑丈な建物の 3 階以上の階に避難する。学校・自宅・指定避難所等の中でできるだけ高い所へ避難する。
 - ★通学路の状況と現在地により、近い距離で安全な場所(学校・自宅・公民館等)へ避難する。
- (2) 家庭で次のことをお願いします。
 - ①通学路における危険箇所とともに安全な避難場所の確認をする。
 - ・一緒に歩いて確認する
 - ・登校に何分かかかるか
 - ・中間地点(具体的場所)の確認
 - ・緊急避難場所があるか(公園・公民館)
 - ②通学路の児童の位置によって、どこに安全地に移動するか話し合っておく。
 - ③できるだけ定時の登校を心がける。
 - ④自宅に帰ったり、指定避難所に避難したりした場合は、できるだけ早く学校へ連絡する。